

**表見代理 宅建 H17-03-イ <<#575>>**

**【問】 正誤をつけよ。**

買主Aが、Bの代理人Cとの間でB所有の甲地の売買契約を締結した。Bが従前Cに与えていた代理権が消滅した後であっても、Aが代理権の消滅について善意無過失であれば、当該売買契約によりAは甲地を取得することができる。

**【答え】 正しい**

**<<ポイント>> 代理権消滅後の表見代理【宅建 ★頻出】**

他人に代理権を与えた者は、**代理権の消滅後**にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、**代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う**。ただし、**第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない**。  
(民法 112 条 1 項)

⇒ 第三者が、**善意無過失**の場合、**表見代理が成立する**